

入札監理小委員会
第493回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第493回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年 2月21日(水)17:00～18:26

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○刑事施設における総務業務（法務省）

2. 実施要項（案）の審議

○放射線廃棄物に係る重要かつ基礎的技術に関する研究調査（資源エネルギー庁）

3. 民間競争入札の入札結果と既存契約の変更（案）についての審議

○管財業務（国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構）

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員

（法務省）

法務省矯正局成人矯正課 森田企画官

法務省矯正局成人矯正課 松本専門官

（資源エネルギー庁）

電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課 江橋課長補佐

電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課 石橋係長

（国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構）

契約部契約第2課 照沼副主幹

契約部契約調整課 高畑主査

（事務局）

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第493回入札監理小委員会を開催します。

本日は、刑事施設における総務業務の実施状況及び事業評価（案）、放射性廃棄物に係る重要かつ基礎的技術に関する研究調査の実施要項（案）、管財業務における民間競争入札の入札結果と既存契約の変更（案）についての計3件の審議を行います。

まず初めに、刑事施設における総務業務の実施状況（案）について、法務省矯正局成人矯正課、森田企画官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○森田企画官 改めまして、矯正局成人矯正課企画官の森田でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、刑事施設におけます総務業務の実施状況について、説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料1に沿って、説明をさせていただきたいと思っております。

業務の概要でございますけれども、委託業務につきましては、府中刑務所と立川拘置所を対象にいたしまして、総務業務を委託しているというものでございます。

具体的には、文書や郵送物の処理、電話や窓口の対応、領置事務、これは受刑者の持っている持ち物を預け置くという事務でございます。それと環境整備ということで、清掃とか植栽、あと自動車の運転、こういったものが委託の対象となっております。

このうち、この領置業務につきましては、受刑者が入所時に所持していたものを、強制的に出所するまで取り上げるという権力性の高い業務でございますので、公共サービス改革法の33条の3に規定いたします特定公共サービスという位置付けをされておるところでございます。

事業期間につきましては、平成26年10月1日から平成31年3月31日までということになっております。

業務を実施しております委託事業者でございますけれども、株式会社アール・エス・シーを中心として、セノンという会社の2者で業務を実施しております。

委託事業者決定の経緯でございますけれども、平成26年6月4日に、参加資格を有します2者の参加を得て入札を行ったところでございますけれども、複数回の入札を行っても、予定価格の制限に達した価格の入札がなかったということから、入札不調ということになりました。

この第1回目の入札後に、入札参加者へのヒアリングを行ったところ、第1回目の入札要件では、これ以上、価格を下げることは非常に困難であるという旨の回答をいただきま

した。そこで、入札条件を一部見直しまして、改めて監理委員会におきまして入札実施要項（案）をご審議いただいた上で、平成26年8月5日に再度入札公告を実施いたしまして、入札に参加した2者の入札価格がいずれも予定価格の範囲内ということで、提案書の評価点と入札金額に基づきます総合評価点が高かった、現在受託しております株式会社アール・エス・シーのグループが落札者となったという次第でございます。

続きまして、IIのところです。3ページのところの、確保されるべき対象公共サービスの質の確保の状況及び評価というところでございます。

民間競争入札の実施に当たりまして、対象公共サービスの質を確保するために、入札実施要項の別紙2に、「委託業務の内容」というものに記載いたしました「要求水準」を遵守することを求めています。

委託業務の内容においては、業務の実施体制として、業務全体を総合的に把握し調整を行う総括業務責任者を1名置くこと、対象施設ごとに各業務を総合的に把握し、調整を行う業務責任者を1名置くことを求めています。

また、各業務の共通事項といたしまして、施設の保安に係る情報と被収容者の個人情報等を漏えいしないこととすることを求めていますけれども、これらにつきましては、いずれも要求水準を満たしておりました。

本業務において、業務の履行確認のためにモニタリング制度を採用してございまして、民間事業者の責めに帰すべき事由によって、要求水準の内容を満たしていないと判断された場合には、違約金の賦課、もしくは減額ポイントを一定点数蓄積した場合に、委託費の減額という措置をとることとしておりますけれども、これまでに違約金の賦課、それと委託費の減額、いずれも行なった実績はございませんでした。

なお、委託費の減額には至っておりませんが、お手元の資料に記載されておりますとおり、5ページのところのこの減額ポイントの計上状況でございますけれども、こういった形の減額ポイントを計上しております。いずれも事務処理の過誤、ケアレスミスと評価できる内容のミスということにとどまっております。

一方で、モニタリング制度におきましては、この施設運営に対する功績があった場合には、減額ポイントを軽減できることとしておりますところ、業務の効率化に資するような実施方法の改善に係る提案などの功績がございましたので、減額ポイントの軽減を行っております。

次に、本業務の民間競争入札の際には、民間事業者から、構外清掃従事者については、

矯正施設出所者の就労支援についても取り組む旨の提案がございました。この提案につきましては、民間事業者は、今回の対象施設以外の事務所でございますけれども、矯正施設の出所者を雇用しまして、清掃業務に従事させております。

対象施設の清掃業務従事者としての雇用、府中刑務所、立川刑務所での雇用は実現していないものの、民間事業者により、このような取り組みが行われるということは、再犯防止の充実が求められている中で、非常に意義深いものになります。やはり出所者の就労支援が再犯防止に非常に有効な手段であるということで、今回、直接事業には関係ないんですけれども、公共サービスを受託している民間事業者によって、こういった積極的な提案をいただいたというのが、本事業を実施して、私どもとしてもメリットがあったんではないかと考えております。

次に、業務の実施状況について、対象施設の職員へのヒアリングを行ったところですがヒアリングで述べられた事項については、7ページに記載しているとおりでございますけれども、事務処理の過誤や民間職員の離職に関する意見があった一方で、対象施設における労務管理の負担軽減とか、民間職員の業務の習熟が進んでいる状況など、本業務のメリットを踏まえた意見もございました。こういったものを踏まえますと、本事業全体としては、国が求めるサービスの質が確保され、民間事業者により誠実に業務が実施されている状況が確認できたというふうに評価をしております。

続きまして、Ⅲの実施経費の状況及び評価でございます。

国が実施した場合の想定経費、これは平成25年度の業務実施に要した経費から算出し、契約金額を比較しましたところ、5,422万円の削減になっております。

8ページの評価のまとめでございます。

本事業につきましては、公共サービス改革法33条の3に基づきまして、いわゆる特定業務を含めた委託を実施してきたところでございますけれども、各業務につきましては、これまで説明させていただきましたとおり、おおむね適正に履行されているなど、公共サービスの質が維持され、また経費削減の上においても効果を上げていると評価することができるかと思っております。

この業務の第2期事業の民間競争入札でございますけれども、こちらにつきましては、昨今の厳しい財政事情の中、この入札の実施に係る複数年度の前算の確保というのが非常に難しいということ、それと本業務を開始した平成26年当時と比べ、現時点では、刑事施設の収容人員が減少しているということで、今いる国の職員の業務、配置等を見直すこ

とによって、ある程度、今、民間に委託している業務をカバーすることが可能になるとい
うようなことから、第2期事業という形で来年度実施するということは見送ることといた
しまして、将来的に、対象施設や委託業務の内容を見直した上で、あるいは収容状況等を
踏まえまして、再事業化の可能性というものを検討してまいりたいと考えているところ
でございます。

私の説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説
明は5分程度をお願いします。

○事務局 資料Aをごらんください。法務省からの説明と重なる部分については、極力割
愛させていただきます。

まず、Iの事業の概要等について、特徴的な2点について、ご説明させていただきます。

1点目は入札についてですけれども、1度目の入札において2者の応札があったものの、
予定価内におさまるところはなかったという形で、2回目については、実施要項を見直
した上で実施したところ、予定価内に2者ともおさまったという形になっております。結論
としては、競争性が発揮されたのかなというふうに判断しております。

あと、もう1点、選定の経緯ですけれども、これにつきましては、公共サービス改革法
の特例を用いまして民間委託を可能としている事業になりまして、法務省から自主的に選
定されたという経緯を持っております。

次に、2の評価についてですけれども、結論としては、終了プロセスへ移行することが
適当であるというふうに考えております。

次のページ、をお願いします。

確保されるべき質の確保状況についてですけれども、こちら法務省のほうから説明があ
りましたとおり、契約の中で減額ポイントを50ポイント累積した場合に委託費を減額す
るとしていたところ、委託費を減額したということはありませんでした。実際に、減額ポ
イントの計上状況については、表のとおり軽微なものというふうになっております。

次に、民間事業者からの改善提案についてですけれども、出所者の雇用というのは非常
に特徴的な事案ではなかったのかなというふうに考えております。

その他、先ほど申し上げた減額ポイントを相殺する功績ポイントについても、記載のと
おり実施されているということです。

次のページ、お願いします。

実施経費については、法務省から8.97%程度の削減という形でありましたけれども、法務省提出の資料にもありますとおり、再度入札公告時には、夜間及び休日の運転業務については削除されております。これについては、国が業務を実施するようになったということですが、国の職員が業務を実施する場合については、勤務時間の変更や休日の振りかえという形で行っておりますので、国が実施した場合の想定経費に影響を及ぼすものではないということです。8.97%削減ということで変わりはないということです。

評価のまとめですが、まず、業務の実施について、確保されるべき質については、全て確保できております。

また、民間事業者の改善提案により、矯正施設の出所者雇用が実現できているということも特徴的です。

実施経費についても、8.97%の経費削減が図られておりますので、公共サービスの質の維持・向上、また経費の削減の双方が達成できたというふうに考えております。

今後の方針についてですが、記載のとおり、まず1番で、業務改善等の措置はなく、法令違反もなかったという形、2番で、2者の応札があり、競争性が確保されていたということ、3番目に、公共サービスの質においても、全ての目標を達成していたということ、4番についても、経費の削減について、8.97%の削減効果を上げていたことという形で、今期をもって終了プロセスへ移行することが適当であると考えておまして、あと、先ほど法務省から発言があったように、再事業化に当たっては、また検討いただくという形で評価としたいと考えております。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明、どうもありがとうございました。

資料1の5ページ目でございます。これの3番目ですね。民間事業者からの提案に関する実施状況でございます。

ここで、施設出所者の就労支援について取り組んでらっしゃるということが書かれてございまして、大変すばらしい試みだと思います。

ここでは、対象施設以外の事業所で何人か雇用しているというふうに読めるんですが、具体的には何人ぐらい雇用なさったんでしょうか。

○森田企画官 お答えいたします。雇用の実績につきましては、1名でございます。

○尾花主査 終了プロセスという結論については全然異議はございません。

おもしろい試みが2つあって、減点相殺制度というのは、弾力的に業務をやっていたく上に、とてもおもしろい試みだと思うんですが、事業者さんの反応はいかがでしたでしょうか。

○森田企画官 もともとはボーナスフィー的なことができないかというようなことが民間事業者の方からありました。と申しますのは、こういった委託業務につきましては、やって当たり前といいますか、一定の経費が支払われるということで、なかなかモチベーションを維持するのが非常に難しいということで、例えば、再犯で何か寄与した場合にはボーナスフィーを国から支払うような仕組みができないかというようなことがありましたけれども、残念ながら、現行の会計制度の中では、なかなかそれは難しいということでございまして、かわりに積み重なった減額ポイントを相殺するという形でのインセンティブの付与といいますか、そういったことができるのではないかとご提案させていただきまして、これにつきましては、一定のご評価をいただいていると認識しております。

○尾花主査 ありがとうございます。

あと最近、もう一方の点なんですけど、厚労省さんが矯正施設出所者の生活定着支援事業みたいなものを打ち出しておられて、それに沿う形のご提案を事業者がしていただいたことは、社会的に見ても、とてもよいなと思ったので、公共サービスを実施しながら、そういった御省がやりたいことを実現できるのはすばらしいと思うので、他の事業についても、何かそういう工夫がされるといいなと思いました。感想でございます。

○森田企画官 どうもありがとうございます。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。減額ポイントの内容についてお伺いします。

確かに軽微なミスということなんですけど、軽微で少ないながらも、習熟していくはずの年度が上がるにつれて、ちょっとずつ増えているなという傾向がどちらもあるんですけども、これは逆になれていって緩んでしまうと、どんどん増えていくというようなことがないのかどうかというのが1点と、あと大体、軽いと思うんですが、実は領置物品の紛失というのは、意外と、私はこれは個人のものなので大変重いのではないかなと思っておりまして、これはなくされた場合、どのような責任のとり方ができるのかなというか、仮に金額的に補償するしかない場合に、それは受託者側がやるのか、どういう形なのかとか。

お金でかわりがきかないようなものもあるので、結構、この辺は重たいのかなと思ったんですけれども、どうなのでしょう。

○森田企画官 おっしゃるとおり、領置物をなくした場合については、これは基本的には国が領置物を預っているということになって、あくまでも民間には委託をしているという形でございますので、一義的な責任は、当然、国のほうにございますので、こういった場合については、国の方から、その対象になっている出所者に対して事情を説明して謝罪し、必要な弁償をするということとなり、大概是同じようなものでお返しするというような形をとっております。

具体的に、どんなものをなくしたのかについては、今、手元に資料を持っていませんが、高価なものについては、別に金庫で保管していますので、それほど高価なものではありません。

○生島専門委員 例えば、誰かの写真とかだったら、結構、お金にはならないので大変だなとか。

○森田企画官 そうですね。そういったものについても、これは一方的に国の責任ということになりますので、強制的に物を預っている以上は、紛失した場合は、当然これは国の責任として、対象の被収容者に事情を説明して、謝罪をして、弁償できるようなものについては必要な弁償をさせていただくというような対応をとっております。

それとあと、もう一つの、確かに点数は増えているというところがございまして、ちょっと、そののところ、細かい分析はしてないんですけど、ルーチンワークですので、気の緩みというのものもあるでしょうし、あとはやはり離職があるところもございまして、そういったところは、やっぱりなかなか、辞めてしまわれると、また一から仕事を覚えていかなければいけないということで、習熟を図れないというところはあろうかと思えます。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、刑事施設における総務業務の事業の評価(案)等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。本日は、ありがとうございました。

(法務省退室、資源エネルギー庁入室)

○尾花主査 続いて、放射性廃棄物に係る重要かつ基礎的技術に関する研究調査の実施要項（案）について、資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課、江橋課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○江橋課長補佐 ご紹介ありがとうございます。資源エネルギー庁の江橋でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず参考資料を使ってご説明させていただきます。参考資料でカラーのものがございますけれども、左上に「放射性廃棄物重要基礎技術研究調査」と書かれたものがございます。こちらを使って、まず事業の概要について、ご紹介させていただきます。

ページの左側に事業の内容というものがございますけれども、事業の目的・概要といたしましては、本事業では、高レベル放射性廃棄物の地層処分を中心とした萌芽的かつ先進的な研究開発を実施するとともに、その結果について、処分実施主体が、将来、処分事業を進めるに当たって必要な技術基盤を整備すること、並びに研究開発の実施を通じた幅広い分野の研究者・人材の育成に資するというを目的として実施するものでございます。

こういう目的に対しまして、民間事業者の創意工夫によって実施する項目として、3つ挙げてございます。1つ目が、萌芽的かつ先進的な研究テーマの選定及び研究実施者の公募でございます。2点目としては、研究開発に関する品質の確保。これは例えば、評価委員会等の実施が考えられます。3点目としては、29年度までもやってきた事業でございますので、そういった成果を踏まえながら、今後、事業の実用化に向けて何をやるべきかという課題を抽出するという、あとは課題解決に向けたアプローチ、どういうふうな工程で取り組んでいくべきかというところを整理していただくということになります。

このイメージとしまして、ページの右側に事業イメージが挙げてございます。オレンジ色の部分というのが受託者が実施する業務になってございまして、青色の部分の部分が再委託先である研究担当者が実施する、研究実施者が実施することでございます。

オレンジ色の部分からいきますけれども、受託者の業務としましては、課題抽出ですとか課題解決の方法を工程のような形で具体化していただくということ、2点目として、研究テーマを選定していただくということ、研究実施者の公募をしていただくということがあります。3点目、4点目として、進捗管理及び事業報告書の作成というものがございません。

こういったものの下に入っていただくこととなりますけれども、研究実施者としては、将来、処分事業の安全性とか信頼性に影響を及ぼすかもしれないような、萌芽的かつ先進

的な研究を実施していただいて、評価委員会での年度末の報告を実施していただくという
ような事業になります。こちらが事業の全体像になります。

続きまして、カラーの参考資料で、契約状況等の推移について、ご説明させていただきます。
ます。

こちらの表では、平成23年度から30年度までを示してございます。上の部分は契約
状況等になってございまして、下が少しピンクがかった部分で、改善のための取り組み状
況ということで推移を整理してございます。

こちらをごらんいただくとおわかりのとおり、契約状況としては、1者入札が続いてい
る状況ということになってございます。こちらに関しては、前回もご報告させていただき
ましたけれども、説明会には2者来ていたりしまして、改善の兆しはあるものの、入札参
加までには至ってないということでございます。競争性の確保に、やはりまだ課題が残っ
ているということで、30年度からの改善として、表の一番右側の「30」と書かれたと
ころの列に改善点を書かせていただいております。

例えば、入札スケジュールでございますけれども、入札説明会を1回ではなく2回開催
するということ。加えて、入札公告から入札処理の締め切りまでを31日間ではなく45
日に延長するという、あとは引き継ぎ準備期間も、これまでと同様に最大で31日間
確保するというようにしております。

続いて、仕様書の改善方法でございましてけれども、こちらは詳細は後ほどご説明しま
すが、事業者の読みやすさの確保ということで、資料の簡素化ですとか、あとはほかの資料
と若干重複している箇所もございましたので、そういったところを削除したりしています。
あとは、経済産業省のほうで定型化されたフォーマット等も新たにつくられていますので、
そういったものを利用してということでございます。あとは煩雑な委員会の削除というこ
とで、これまで委員会が幾つかの種類でありましたけれども、そういったものを少し削除
させていただいております。あとは、これまでの入札しなかった者へのヒアリング結果に
よりますと、大学とのお付き合いがなくて、どういうふうに進めていかよくわからない
ということがコメントとしてございましたので、大学との契約窓口を明記していただく
と。要は再委託先である大学とか研究機関において、そういったところが窓口になるかとい
う部署名を明確にさせていただくということを要求しております。

あとは、下のほうに行ってくださいますと、民間参入促進ということで、説明会は2回
開催するとともに、これまでに送っていなかった学会ですね。例えば、原子力学会に加え

て、地質学会ですとか、あとは原子力学会の下にあるバックエンド部会という、放射性廃棄物とかを専門に議論している部会がございますけれども、そういったところに複数のアプローチをして、メーリングリストを使わせていただきたいというふうに考えております。あとは、当然、これまでと同様、電話とかメールを直接、見込みがある会社に対してお送りして、参入を促すということを考えてございます。こちらがこれまでの推移と改善点のご説明になります。

続きまして、資料B-2を使いまして、民間競争入札実施要項について、ご説明させていただきます。

まず、改善点としましては、1つ、タイトルを少し改善してございます。これまでは、漢字の羅列でちょっと取っつきにくいようなタイトルだったんですけれども、これも前回ご指摘をいただいて、もう少しラベリングを工夫したほうがいいんじゃないかということで、少し日本語の表現を見直しまして、修正させていただきました。これがまず改善点の1つ目になってございます。

続きまして、めくっていただきまして、右下のページでいきますけれども、2ページ目になります。こちらは全体を通じてですけれども、従来の仕様書ですと複数年契約だったわけですが、各年度で各事業者が何をやるのかわかりにくかったということがあるというふうに分析してございます。その結果、内容を見直して、まず、この事業自体、1年間というふうに区切らせていただいています。

その理由ですけれども、初年度は課題抽出をやるということにしていますので、まず1年目として課題抽出をしっかりやると。その結果、2年目以降は、改めて内容を見直す必要があるかもしれませんので、それに応じて、2年目以降、また考えていくというような形をとらせていただいております。

加えて、全体を通じて、事業者がやることとエネ庁がやることがわかりにくいのではないかとご指摘も以前いただいております。これに関しましては、2ページ目の(2)の業務内容のところ、一つ一つの文章に対して、なるべく主語として、「受託事業者は」という主語をつけて、やるべきことを明記させていただいております。これが全体の説明になります。

実施要項の2ページ目から4ページ目ぐらいまでは、先ほど別のカラーの参考資料で説明させていただいた内容を文章として表現しているものということでございます。

続きまして、めくっていただきまして、6ページ目でございますけれども、入札に係る

スケジュールということで、こちら先ほど説明させていただいたとおり、入札説明会は複数やりますというところを明記させていただいております。まだ日付は入れていませんけれども、これも公告から契約締結まで45日間確保するというのを考えてございます。

加えて、7ページ目になりますけれども、6ポツで、落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項というところがございます。こちらちょっと赤字で修正履歴をつけていますが、具体的な評価方法については、資料番号8、評価手順書を参照のことというふうになってはいますが、価格点の評価に対しては、予定価格から大学等への再委託費を除いた金額で算出するというようにしております。

こちら前回の委員会でご指摘を頂戴してまして、要は大学への再委託がわかっているんであれば、それを除いた部分で公平に競争したほうがいいんじゃないかというようなご指摘を頂戴してはいますので、それに対する対応としまして、評価自体は技術点と価格点で決めるんですけども、価格点に関して、こちらに記述させていただいたやり方でやらせていただきたいと考えております。

その後、8ページ目以降に関しましては、若干、情報セキュリティの話ですとかが、記述方法が経産省とか資源エネルギー庁ほうで変わっていますので、それに応じて変えていますということと、既にあるものに関しては、なるべく簡素な形になるように最小限の修正をさせていただいております。

続きまして、右下のページ数でいう13ページ目からでございますが、別紙1ということで、従来の実施状況に関する情報の開示ということになってございます。

こちらは平成22年以降の実績を記述しているページでございますけれども、前回のフェーズでやらせていただいた平成25年以降の契約の実績、状況というのを書かせていただいております。

あわせて、14ページ目以降も、どれぐらい人員がかかったかというのと、人工がかかったかというのを追記させていただきました。

同様に、16ページ目以降も、平成26年度以降、こういった大学に再委託しているのかというところを追記させていただいております。

18ページ目以降は、経済産業省のほうで電子入札というのを順次進めておまして、それに伴う定型フォーマットということなので、こちらを使わせていただいて、入札手続を進めさせていただきたいというふうに考えております。

私のほうから、概略は以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。

いただいた資料のカラー刷りの参考資料でございます。この右側の枠、赤枠、ごらんください。この中に「課題抽出・問題解決方法の具体化」という記載がございますけれども、これ、具体的にどのような成果物をエネルギー庁さんが求めてらっしゃるかということは、この実施要項のどのあたりに書かれているのでしょうか。

○石橋係長 資源エネルギー庁の石橋です。どうぞよろしく願いいたします。

今、ご質問いただきました点になりますが、右下のページ番号でいきますと、2ページと3ページの頭に記述されている部分になります。具体的に申し上げますと、2ページ目の2ポツ（2）①の下段の「また」からの部分になります。「また、受託者は平成26年度からの事業の4年間で得られた研究開発の結果に基づき、実施主体が将来、事業を進めるに当たり必要となる技術の実用化に向けた課題や課題解決に向けたアプローチについて、整理・検討すること」とさせていただいております。

こちらに関しまして必要な情報というところで、その上、それ以降に、こういった必要な情報が載っているホームページのURLですとか、そういったところを記載させていただいているというところになります。

○辻専門委員 この実施要項3ページの上から3行目、「整理・検討すること」という指示事項が書いてございますけれども、整理・検討したものを、おそらく何か成果物に落とし込むということを求めてらっしゃるのかなと思うんですが、それはどのような具体的なものを求めてらっしゃるのでしょうか。

○石橋係長 例えばということになってしまいますが、抽出した課題という部分と、それに対する課題解決に向けたアプローチという部分も、エクセル表のような表形式という形の、最終的に成果物の形としてだけに回答になってしまいますが、そういった出し方というのも1つあるのかなと思っています。

ただ、もちろん、この部分も委託事業というところもございますので、入札の際に技術提案をいただきますので、その中で、そのほうが確かにいいなというものが、もし出てくるようであれば、そういった方向にシフトしていくというのも考えているところではございます。

○辻専門委員 多分これはクオリティーの質の確保という観点からの論点になると思うんですけども、既にたくさんの資料があるとお見受けいたしますので、例えば、このあたりの技術分野については、こういうアプローチ方法が考えられる。具体的には、このレベルの、多分、整理・検討といってもピンからキリまでおそらくあって、簡単な機械検討から始まって、他方では非常に難解な、技術的に洗練された内容の検討までであると思います。どの程度のレベルを求めているのかというのが、なかなか、このままではちょっと伝わってこないという感じがするんですけども、そのあたりはどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

○江橋課長補佐 ご指摘ありがとうございます。

1つは、ご指摘のように、結構、放射性廃棄物に関する膨大な情報がありますので、そういうものをおろそかにして、今後やるべきものを課題として一覧表で整理していただくということがあります。そのときに、なぜその課題を選んだのかとか、そういうものまで書いていただくのは1つ考えております。

あと、課題解決に向けたアプローチのアウトプットの1つのイメージとしては、例えば、ロードマップみたいなものがあって、今後、課題を解決するために3年とか5年ぐらいを見たときに、いつまでに何をやって、どういうことをやって課題を解決しようと思っていけそうかということ、放射性廃棄物に関する知識に基づいて示すということが求めているレベルかと考えております。そういった意味で、ご指摘のように、記述は現状ちょっと曖昧な部分が残っているかと思っておりますので、例えば、課題の表現方法ですとか、アプローチの表現方法みたいなものを、例えばという形で追記させていただくということで考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○辻専門委員 わかりました。

それから、すいません。今に関連するんですが、この委託するお仕事というのは、またカラー刷りの資料なんですけれども、左側を拝見しますと、研究者の公募をやって、かつ、研究者がなさっている研究開発に関する品質の確保をなさると。それは評価委員会等を実施してやっていただくというんで、多分、受託者がなさる仕事というのは、研究者を探してきて、評価委員会を組成して、仕事をお願いするというというか、自分自身では研究をしないようにお見受けします。そこまで合ってますかね。

○江橋課長補佐 その部分に関しては、そうです。ただ一方で、このカラーの参考資料でいいますと、事業の内容の2つ目の丸の四角でいう3つ目のところですね。こちらの先

ほどご説明させていただいた課題抽出ですとか、アプローチの整理・検討という部分に関しては、どうしても調査の部分というか、調査研究的な内容が含まれます。これ自身は、全く知らない事業者というのは、なかなか難しいかなと思っていて、放射性廃棄物に関する知識とか最低限少しの経験ぐらいいはないと、どういったものが今後事業をやっていく上で課題になりそうかというのは、なかなか決められないかなと思っています。そういう意味で、この3つ目の四角に関しては、少し調査研究的な部分が入っているということになります。

○辻専門委員 そういう事情があるから、3つ目が、この調査研究の要素があるからこそ、今回のこのタイトルになったわけですね。タイトルは「研究調査」と、最後結ばれてございますので。わかりました。一旦、私は結構です。

○生島専門委員 私もちよっと辻先生と重なるんですけども。内容で、研究調査の中身にかかわる部分と、それ以外の、いわゆる運営実務というか、事務業務の部分というのがあると思うんですけども、わりと運営業務の部分のほうがボリュームとしては多いのかなという感じがしております。今、1者応札になっているというときに、中身に入るとなると、すごくハードルが高いんですけども、例えば、そこは、わからない。再委託じゃないですけど、ちょっと分けて、少なくとも運営事務の部分だけ、ここじゃ研究調査業務と研究調査事務業務とを分けたら、研究調査事務業務に関しては、もっと応札があるのかなというふうに、そこを思っているんですけども、その切り分けは難しいんでしょうか。

○石橋係長 ありがとうございます。おっしゃる部分はおっしゃるとおりかと思うんですが、実は、こちら、なぜあえて、いわゆる運営事務的なところと課題をくっつけているかという、一応、実は理由もございまして、こちらは先ほど来ありますが、評価委員会を設けるということにしております。

この評価委員会ですね。言うなれば大学、専門家、いわゆるほんとうの専門家の先生たちと、この委託事業者は関係を持つと。ちょっと表現がいいのかわかりませんが、関係性を少なからずとれるというところがございまして。なので、委託事業者も、その課題抽出等で悩むこともあるかと思っておりますし、先ほど技術が、経験が必要だと。もちろん、最低限は必要かもしれませんが、そこまで自信がないという場合も、その委託事業者が相談することも、つながりができるので、しやすくなるというところがございまして。もし、別で分けるとなりますと、また、それはそれで、別の委託事業者が、品質確保の上で、また先生た

ちに相談されるということになると、そこでまた、同じようなところで同じ先生たちと、また別の事業でつながるとなっていくと、ちょっと非効率ではないかなと考えたところが1点です。また、つながることができることで効率化ができると思っています。そういう意味で、予算という意味でも、一括でやれるほうが抑えられるだろうというところ。入りにくいところも、その先生方と話しながら成果を出していける形になりますので、まだ手を挙げやすくなるのかなと思います。

もちろん、この部分は、もし不安そうとおっしゃるような方々いらっしゃれば、説明会の際に、先生方との関係性もとれますので、そういったところも有効に使っていただければと思いますというのはお伝えしようかなと思っていますところでは。

○生島専門委員 なるほど。

やっぱり重なるんですけど、今後の課題を抽出するというと、研究者がやるお仕事かなというイメージが、すごくするんですけど、御省がそこまでのレベルを求めているのであれば、そういう書きぶりでもいいと思うんですけども。もし、いや、ほかの研究者がやった実績をまとめるというのであれば、大分ライトだと思うんですけど、その辺の、もし仮に事務と分けられないとしたら、その辺の、何というか、やっぱりちょっと重いですよ。タイトルも重いし、内容を読んでも、これはちょっとできないという感じがするので、何かちょっと、そこまでではないよという書き方が必要なのかなと思ったんですけど。

○江橋課長補佐 ご指摘の点は、あれですか。今のタイトルですと、要は課題抽出とか課題解決に向けたアプローチの整理みたいなところが前面に出ているタイトルになっている印象があると。そういう意味で、ちょっとタイトルを工夫したほうがよいんじゃないかという意味と理解してよろしいですか。

○生島専門委員 はい。これを読むと、ほんとうに研究、大学とかがやらなくちゃいけないんじゃないかという気がして、私はならなかったんですけど、例えば、シンクタンクみたいなのが受けられる、ちょっと専門の人がいたら受けられるのか、もし、そうであれば、調査じゃなくてもいいのかなと思ったんですけど。

○江橋課長補佐 ご指摘の点、理解しましたので、ちょっとタイトルを工夫させていただきたいと思います。

○生島専門委員 調査に関する実務とか、何かわからないですけど、何か、こう。

○江橋課長補佐 そうですね。実際にやることをうまく表現したタイトルを考えたいと思います。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○浅羽副主査 ご説明ありがとうございます。

資料B-2の実施要項(案)の右下での3ページの②のア、研究開発テーマの選定の中で、7テーマを受託事業者は選定しなさいというふうになっているんですけども、その中に1つだけ、社会学的テーマを含むというふうにあるんですが、実際に過去、大学に調査研究として委託した内容を見ますと、平成24年度までは放射性廃棄物処分事業の、多分、これは誤字だと思いますけど、社会的側面の基礎研究とあって、26年度以降だと、今度、アジェンダセッティングが出てきますが、このことを指すのかなとはちょっと思うんですけども、こういうようなもののことを指すと思うのかなと思うんですが、疑問点はまず1つ、なぜ社会学的テーマだけが特出しされているのかということが1つと、もう一つ、アジェンダセッティングって社会学なのかなと。ちょっと専門的にはなりませんけれどもね。

何でそんなことをわざわざ聞くのかといいますと、そういうことを受託事業者に考えさせるのか、それともここは選考委員会での議論を経てというのがあるんで、そこに重きが置かれているのか、ちょっとよくわからなかったんで、それを伺ってみたいと思ひまして、そして、ちょっと中身に入った質問をさせていただきましたが、いかがでしょうか。

○石橋係長 ありがとうございます。

まず、受託者が選考テーマを選ぶという、大きく見れば受託者が選ぶところになるんですが、実質的には、こちらの書きぶりの問題もあるかと思うんですが、この動向を踏まえまして、テーマを広く一般から公募し、その公募の内容について、有識者からなる選考委員会で議論を経て決めてくださいという形にさせていただいていますので、テーマ決めというところに対するプレッシャーといいますか、そういったところはさほどなくいけるのかなと思っているところです。

先ほどの社会学をなぜ特出しするかというところなんですが、私ども放射性廃棄物の地層処分、この放射性廃棄物全般ですね。そして、やっぱり今年度ですか、科学的特性マップという形を資源エネルギー庁としても公表させていただいて、広く一般に、しっかり知っていただきたいと思います。やはり認知度が非常に低いものがございますので、そういった部分の基礎的な研究。もちろん、可能であれば、応用的な研究も積み重ねて行って、適用していければなと思っているところもございます。そこもありまして、社会的な研究というのは確実に入れてほしいという意図で入れているというところがございます。

こちらのアジェンダセッティングが社会学的な研究なのかとおっしゃる点は、すいませ

ん、非常に広く考えて捉えてしまっているというところは正直ございますけれども、前回、選考テーマの中で公募があったものとして、これが選ばれてきているというようなところになります。

以上です。

○浅羽副主査 今、ご説明いただいた内容はすごくわかります。わかりました。ただ、それでもやはり残るのは、社会学。社会科学ぐらいのイメージかなと。フィットするのは、必ずしも狭い意味での社会学ではないのかなと。特にアジェンダセッティングはとても大事だと思うんで、これが素直に入るのであれば、違う、もうちょっと広くてもいいのかなと。広がるという、周知するというのではと。

そこにまさに象徴されるように、細かい部分で、もう少しプロではない、あるいは実際にやったことのない事業者さんでも、こんなことをイメージしているんだろうなというよな、少なくとも、え、これでどうなるのかなぐらいのことは思わなくても、あるいはちょっと気軽に聞ければ、もっとすっきりできるのにという部分が残るのかなという印象は、少しまだ持っておりまして、今のはまさに感想なので、特にこれに対してお答えは必要ともしませんけれども、そんなような印象を持ったということのみ伝えさせていただきたいと思います。

○辻専門委員 実施要項の22ページ目の、その次にある採点表でございます。この採点表の3番、事業実施体制というところの3.2と3.3という部分の一番右、加点項目なんですけれども、「類似事業の実績があるか」という項目がございます。ここで先ほどのピラ1枚のカラー刷りの資料のほうなんですけれども、結局、放射性廃棄物の地層処分に関する萌芽的・先進的研究成果の技術化に向けた課題抽出と問題解決方法の具体化、これを求めてらっしゃっていて、これの類似事業というのは具体的にはどんなものを想定してらっしゃるのでしょうか。

○江橋課長補佐 これの類似事業というと、例えばなんですけれども、処分の実施主体であるNUMOというところから、放射性廃棄物に関する委託とかが出されていたりします。そういうところで経験を持つ会社として、例えば、原子力に特化したコンサル会社ですか、あとは大手のゼネコンさんとか、そういったところが経験を持っていますので、まず、それが1つあります。

NUMOというところは地層処分の実施主体なんですけれども、同じように低レベル放射性廃棄物に関しても、実施主体として、日本原燃とか日本原子力研究開発機構とか、そ

ういう組織がございます。そういった組織からも、同じような技術開発に関する委託事業が発注されていますので、そういった経験を持つ会社というのは、世の中に複数あるというふうに理解しています。なので、そういった経験を持つ意味で、類似事業と書かせていただいております。

○辻専門委員 今、具体的にゼネコンさんとかコンサルさんとかってありましたけれども、会社数としては何社ぐらいあるんでしょうか。ざっくりで構いません。五、六社なのか、10社を超えるのか、それとも100社ぐらい行ってしまうのか、どのぐらいでしょうか。

○江橋課長補佐 正確な数値は持ち合わせておりませんが、確実に10社以上はあると理解しております。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 おそらく研究調査を補助する業務なのか、支援する業務なのか、そのあたりのイメージを、よりわかりやすく伝わるような仕様書に、要項にされるのがよいのだろうというのが、今、他の委員の質問から受ける印象です。「研究調査」という題名にしますと、事務局業務ではなく、受託事業者がみずから研究調査をしなければならないような印象を受けてしまうところが、もしそうでないのであれば、「(支援)」とか、「(補助)」とかをつけて、まずは入り口のハードルを低くし、中を読んでもみると、まとめの部分もあるけれど、その他のところは、実は支援や補助なのだなとわかるという感じが明らかになると、よりシンクタンクさん等の応札も望めるのではないかなというふうに思います。

○江橋課長補佐 具体的なご指摘ありがとうございます。支援とか、補助とか、そういったキーワードをいただきましたので、タイトルは、ぜひ見直させていただきたいなと思います。

○尾花主査 ただ、御庁としては、やはり研究の結果までもらいたいのので、この事業は研究調査なんだという理解でおるというのは、すごくよくわかるのですが、実際、受託事業者さんだけでいくと、事務局的部分もあり、御自ら研究者を保有してなくてもできる業務であるところをご説明する方策として、題名を検討する、もしくは説明会でおっしゃるというような形にすると、よりよいのではないかと思います。

さらに、前回と違って、新しい成果の取りまとめを加えるというときに、ほんとうによい取りまとめをもらいたいと思うと思うんですが、その際に、実施体制の事業従事予定者の専門性については、これは任意の評価項目でも大丈夫だという判断をされたということでもいいでしょうか。事務局的な業務だけであれば、これは任意の評価項目でいいと思うん

ですが、今回、新たに加わった業務自体は一定の専門性が必要なのであれば、必ずしも緩めるのはよいのではなく、より良好な事業報告をもらうために、事業者の実施予定者に一定のスキルを求めたいのであれば、必須項目にしてもいいのではないかなという印象を持ちましたので、これは御庁の判断で結構ですが、感想として申し述べます。

○辻専門委員 1点だけ、すいません。

今回のこの入札に当たっては、会社単体で申し込むのではなくて、ジョイントベンチャーを組成して申し込むことというのは可能なんでしょうか。

○石橋係長 可能です。もちろんジョイントベンチャーの形でも、最初からその形でも可能ですし、一応1社が立っていて、事実上ジョイントベンチャーというのも、こういう体制でいきますという形は、もう任意で選んでいただき……。選んでといたしますか、検討していただけるものになります。

○辻専門委員 実施要項に、どこか明記されていますか。

○石橋係長 現状、ちょっと明記していなかったようなので、その部分、明記しようと思えます。

○辻専門委員 はい。

あと、再委託も許すという感じなんでしょうか。

○石橋係長 すいません。再委託というのは、研究者に対する再委託ということではなくて、課題抽出の部分の再委託。

○辻専門委員 そうです。

○石橋係長 そうですね。そういった部分も、言うなれば、そういった部分が競争性の部分にはなってくるかと思えますので、そこを禁止するものではございません。

○辻専門委員 じゃ、そのあたり、また明記、ご検討いただければと思います。

○石橋係長 はい。

○辻専門委員 以上です。

○石橋係長 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議を終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り

扱いや管理委員会の報告資料の作成については私に一任していただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますように、お願いします。

本日は、ありがとうございました。

（資源エネルギー庁退室、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構入室）

（資源エネルギー庁退室、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構入室）

○尾花主査 続いて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の「管財業務」における民間競争入札の入札結果と既存契約の変更（案）についての審議を行います。

最初に、本事業の民間競争入札の入札結果と既存契約変更について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部契約第2課、照沼副主幹よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○照沼副主幹 原子力機構の契約第2課の照沼と申します。今日は、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明したいと思います。

「管財業務」における民間競争入札の入札結果と既存契約の変更についてということで、ご説明したいと思います。

まず、実施概要ですが、業務内容としましては、茨城県内の各拠点、これ4拠点ですが、共通消耗品の発注管理及びデータ管理、2点目として、原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所の物品の運搬業務、3点目として、原子力科学研究所の宅配便の運送管理業務、4点目として、その他付随する業務等を行う業務になります。

実施期間ですが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年契約を予定しておりました。

実施概要については、別添資料もございますので、こちらのほうもご参照ください。

続きまして、入札結果でございますが、入札手続きにつきまして、概要をご説明したいと思います。

まず、入札公告ですが、平成29年12月11日から20日間、入札公告を掲載し、応

札者を呼び掛けております。

入札説明会、これは東京と茨城で通常開催しまして、29年の12月21日に東京、12月22日、茨城で開催いたしました。

あと、技術提案提出期限ということで、30年1月19日、開札は平成30年2月7日ということにしております。

入札結果ですが、入札説明会については2者が参加いたしまして、2者から技術提案書等の提出がございました。いずれも技術要件については満たしており、電子及び紙による入札を行ったところ、予定額の範囲内で入札した者がいなかった。

それで、直ちにその場所において、入札者に応札の意思があるかないか確認し、再度、入札を実施しましたが、入札第5回目で辞退となり、入札を終了し、入札説明書に基づき、随意契約に切りかえたところでございます。

入札説明書の交付といたしましては3者交付をいたしまして、入札説明会の参加ですが、これは2者が来ていただきました。技術提案書ですが、これも2者、提出がございました。そのまま入札に2者とも参加をしていただいて、競争が働く形になりました。執行回数は、5回ほど応札をし、開札結果としては、不落という結果になりました。不落になりまして、随意契約に切りかえ、入札参加者と交渉を行いましたが、合意に達することはできなかったということで、結果、不調ということになっております。今回の入札結果を報告させていただきます。

資料の説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました民間競争入札の入札結果と既存契約変更について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言を願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。

資料Cでございます。資料Cの裏面、2ページ目の既存契約の変更手続でございますけれども、契約期間を延ばしたということはわかるんですけども、おそらく、これは追加の金額が発生しているのかなとお見受けするんですが、幾らぐらいの支払いが生じるんでしょうか。

○尾花主査 委託費で事業者さんにやっただけなので、具体的な請負金額が増額するというよりも、実際に行われる業務を推測して、その金額を予想されているという理

解でいいでしょうか。

○照沼副主幹 その理解で結構です。

○尾花主査 契約変更については異存はないですが、管財業務の委託方法について何か工夫をしないと、次の入札もなかなか難しいのではないかと思いますので、何か業務の見直し等をご検討いただければと思います。

○照沼副主幹 仕様書の見直しも含めて、請求元とは打ち合わせをしていきたいと考えています。今回、入札が不調になった1つの要因といたしましては、価格面での交渉に難航したというところがございますが、再度、仕様書も当然、見直しが必要な部分は検討を行いました。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、本事業の民間競争入札の入札結果と既存契約変更につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、本事業の契約変更の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今後、本事業の民間競争入札の入札結果と既存契約変更の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構退室)

— 了 —